駿河区版

令和８年 11 月現在

静　岡　市

おくやみガイド

～この度は心よりおくやみ申し上げます～

静岡市では、死亡届を提出された後の各種行政手続きについて、区役所おくやみ窓口にてご案内しております。下記窓口へお越しください。（どの区役所でもご案内可能です。）

葵区役所	駿河区役所	清水区役所
１階　５番窓口	２階　29 番窓口	１階　６番窓口
Tel：054-221-1119	Tel：054-287-8612	Tel：054-354-2141
【受付時間】08:45～16:45 お手続きにかかる時間は１～２時間程度です。時間に余裕を持ってお越しください。 （09:00～11:30、13:00～16:00 の間の来庁にご協力ください。） ※市県民税・固定資産税等、一部駿河区役所ではできない手続きがあります。		

おくやみ窓口の利用について、事前にご予約されるとスムーズにお手続きできます。
インターネットからのみご予約可能です。下記の二次元コードからご予約ください。
（電話での予約は受付しておりません。）

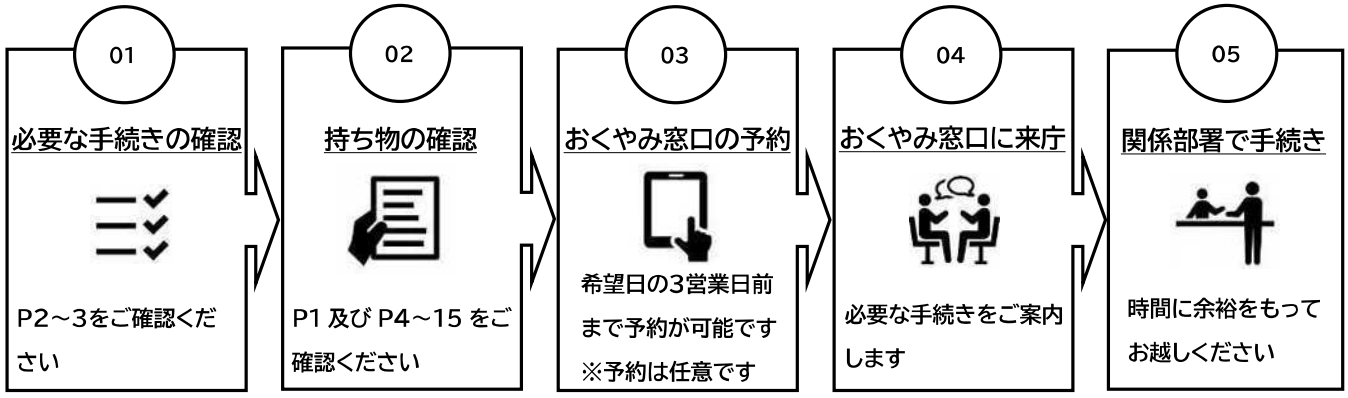
葵区はこちら　　駿河区はこちら　　清水区はこちら

※予約なしでも利用可能ですが、混雑時は１時間以上お待ちいただく場合がございます。

目　次

代表的な持ち物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
おくやみ手続きチェックリスト ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2～3
おくやみ手続きの概要と申請方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4～15
おくやみワンストップサービスについて ・・・・・・・・・・・・・・P16
相続人になれる人とその順位 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P17
市(区)役所以外の主な手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P18
よくある質問 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P19

おくやみ手続きの基本的な流れ



Q1. 手続きは、死亡届提出後すぐにしなければいけませんか？

A1. **お手続きは急ぎません。**ご葬儀等が終わり、お時間に余裕ができたところでお越しください。

Q2. 必要な手続きが自分では分かりません。何も分からないまま行ってもいいですか？

A2. **問題ありません。**P1 に代表的な主な持ち物を記載していますので、ご確認ください。

Q3. 住んでいる区とは違う区のおくやみ窓口に行ってもいいですか？

A3. 問題ありません。**居住区に関係なく、どこの区役所のおくやみ窓口でもご案内が可能です。**
ただし、駿河区役所では、税金関係(市民税・固定資産税)等の一部の手続きについては行えません。

代表的な持ち物

●●ご遺族の方のもの●●

□ **お越しいただく方の本人確認書類(顔写真の有無によって1点又は2点ご用意ください)**

・顔写真付き(1点):運転免許証、マイナンバーカード、パスポート　等

・顔写真なし(2点):国民健康保険資格確認書、介護保険証、年金手帳　等

□ **預金通帳またはキャッシュカード[相続人代表者・喪主のもの各1冊(同じ場合は1冊)]**

□ **ご葬儀の領収書　・訃報　・会葬礼状　のいずれか1点**

※亡くなられた方が後期高齢者医療保険または静岡市国民健康保険に加入していた場合のみ

◆◆亡くなられた方のもの(用意できる範囲で構いません)◆◆

チェックリスト(P2～3)をもとに、P4　以降の持ち物欄をご確認いただき、該当する持ち物があればお持ちください(亡くなられた方の状況により持ち物が異なります)。

以下は、代表的な持ち物になります。

□ **国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書　等**

□ **亡くなられた方が世帯主だった場合**で

国民健康保険加入者が同じ世帯にいる場合は、**加入者全員の資格確認書　等**

□ **各種認定証(限度額適用認定証、特定疾病療養受療証)**

□ **特定医療(指定難病)受給者証**

□ **介護保険被保険者証**

□ **身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、**

自立支援医療受給者証、重度心身障害者医療費助成金受給者証

□ **年金証書・年金手帳など基礎年金番号がわかるもの**

□ **上記以外で、市(区)役所から交付された証書等**

➢　相続人代表者とは？

亡くなられた方に関する健康保険や介護保険、税金等の市役所からの通知を、本人に代わって受け取っていただく方になります。相続人代表者になれる方は P17 のとおりです。

➢　相続を放棄する場合は？

家庭裁判所に申し立てが必要です。お手続き後、裁判所から届く「相続放棄申述受理通知書」のコピーをおくやみ窓口に提出してください。

※家庭裁判所に申し立てをする前であっても、おくやみ手続きをすることは可能です。
その場合は、今後相続を放棄する予定がある旨を窓口の職員にお伝えください。

おくやみ手続きチェックリスト

最初に該当する□に「✓」をし、手続きが終了したら完了サイン欄に「〇」をつけてください。

駿河区役所で行う（案内できる）手続き

	亡くなられた方の状況・手続きの内容	担当課	参照ページ	完了サイン
届出	□ 死亡届 □ 斎場の火葬予約	戸籍住民課 （駿河区役所 1階）	4	
障がい	□ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていた □ 自立支援医療（精神通院）を利用していた □ 特別児童扶養手当等の各種手当を受給していた □ 重度心身障害者医療費助成金受給者証を持っていた □ 障害福祉サービスを利用していた □ 心身障害者扶養共済制度に加入していた □ 死亡する前の1年間に、精神科病院に1ヶ月以上入院していた	障害者支援課 （駿河区役所 1階）	4～6	
保険	□ 国民健康保険に加入していた □ 後期高齢者医療制度に加入していた	保険年金課 （駿河区役所 2階）	6～7	
年金	□ 国民年金に加入していた（受給していた）		7	
介護	□ 介護保険証を持っていた（介護保険サービスを利用していた）	高齢介護課 （駿河区役所 2階）	7	
子ども	□ 児童手当を受給していた □ 子ども医療費受給者証の対象児童だった □ 児童扶養手当の受給者（対象児童）だった □ ひとり親家庭等医療費助成金の受給者（対象児童）だった □ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の借受人等だった □ 20 歳未満の児童の親だった □ こども園等に通園している児童または同居家族だった	子育て支援課 （駿河区役所 3階）	8～9	
税金	□ 原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車及びミニカーを所有していた	駿河税務センター （駿河区役所 2階）	9	
水道	□ 水道・下水道の使用名義人だった □ 井戸水を公共下水道に排水している世帯だった	お客様サービス課 （駿河区役所 2階）	10	

静岡庁舎で行う（案内できる）手続き

	亡くなられた方の状況・手続きの内容	担当課	参照ページ	完了サイン
税金	□ 市民税・県民税の納税義務者だった	市民税課（市役所新館 2階）	11	
	□ 固定資産（土地・家屋）の所有者だった	固定資産税課（市役所新館 2階）	11	
	□ 市税の口座振替の指定口座名義人だった	納税課（市役所新館 3階）	11	
住宅	□ 市営住宅の名義人（同居人）だった	まちづくり公社（市役所新館 3階）	11	
浄化槽	□ 浄化槽を使用していた	廃棄物対策課（市役所新館 13 階）	12	
し尿	□ し尿くみ取りをしていた		12	
森林	□ 森林の土地の所有者だった（森林の土地の相続がある）	森林経営管理課（市役所新館 13 階）	12	
高齢	□ 外国人高齢者福祉手当を受けていた	高齢者福祉課（市役所新館 14 階）	12	
旧軍人等	□ 戦傷病者手帳を持っていた	市民自治推進課（市役所新館 15 階）	12	
墓地	□ 愛宕・沓谷・沼上・清水大平山霊園の利用者（名義人）だった □ 市営納骨堂の期限付き利用者だった	戸籍管理課（市役所新館 15 階）	13	

その他の庁舎で行う（案内できる）手続き

	亡くなられた方の状況・手続きの内容	担当課	参照ページ	完了サイン
農業	□ 農業者年金の受給者だった □ 農地の相続がある	農業委員会事務局（葵消防署 6階）	14	
犬	□ 犬の飼い主として登録していた	動物愛護センター	14	
図書	□ 図書館カードを持っていた	市立図書館各館	14	
保健所	□ 特定医療（指定難病）受給者だった □ 被爆者健康手帳を持っていた □ 小児慢性特定疾病医療受給者だった □ 自立支援医療（育成医療）受給者だった □ 未熟児養育医療受給者だった	保健所保健所総務課	15	

おくやみ手続きの概要と申請方法

【駿河区役所で行う手続き】

手続きが必要な場合	手続きの内容･持ち物など	担当課
死亡届と火葬予約 ※葬儀等を葬祭業者に依頼している場合は、手続きが済んでいるか葬祭業者に確認してください。	***死亡届*** ･死亡届は、死亡の事実を知った日を含めて7日以内(国外で死亡の時は3か月以内)に届出をしてください。 ･火葬許可証、斎場利用許可証を交付します。 ･時間外や休日は1階の警備員室で対応します。 ･市内の静岡斎場、清水斎場、庵原斎場のいずれの斎場もご利用いただけます。(斎場使用料がかかります。) ※亡くなった方の配偶者が外国籍の方の場合は、別途出入国在留管理局へ届出の必要がある場合がありますのでご確認ください。 (名古屋出入国在留管理局静岡出張所　054-653-5571)	1階 6番窓口 戸籍住民課 054-287-8611
身体障害者手帳を持っている方が死亡した	***手帳の返納*** ･家族、親族が届出てください。 【持ち物】 ･身体障害者手帳 ･タクシー券 ･紙おむつ券 ※タクシー券、紙おむつ券は支給を受けている場合に限る	1階 15番窓口 障害者支援課 支援係 054-202-5818
療育手帳を持っている方が死亡した	***手帳の返納*** ･家族、親族が届出てください。 【持ち物】 ･療育手帳 ･タクシー券 ･紙おむつ券 ※タクシー券、紙おむつ券は支給を受けている場合に限る	
特別児童扶養手当 重度心身障害児扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 を受給している方が死亡した	***受給資格の喪失*** ･家族、親族が届出てください。 【持ち物】 特別児童扶養手当の受給者 ･手当対象児童の口座がわかるもの 特別児童扶養手当以外の受給者 ･相続人の口座がわかるもの	

<table>
<tr><td>重度心身障害者医療費助成金受給者証を持っている方が死亡した</td><td>受給者証の返納
相続人代表者届
・家族、親族が届出てください。

【持ち物】
・受給者証
・相続人代表者の口座がわかるもの
・戸籍全部事項証明書等(死亡した人と相続人代表者が別住所の場合、両者の関係がわかるもの)</td><td>1階
15番窓口

障害者支援課
支援係
054-202-5818</td></tr>
<tr><td>精神障害者保健福祉手帳を持っている方が死亡した</td><td>手帳の返納
・家族、親族が届出てください。

【持ち物】
・精神障害者保健福祉手帳</td><td rowspan="4">1階
15番窓口

障害者支援課
給付係
054-287-8690</td></tr>
<tr><td>自立支援医療(精神通院)を利用している方が死亡した</td><td>受給者証の返納
・家族、親族が届出てください。

【持ち物】
・自立支援医療受給者証(精神通院)</td></tr>
<tr><td>障害福祉サービスを利用している方が死亡した</td><td>受給者証の返納
・家族、親族が届出てください。

【持ち物】
・障害福祉サービス受給者証</td></tr>
<tr><td>心身障害者扶養共済制度に加入している方が死亡した</td><td>加入者証の返納
・家族、親族が届出てください。

【持ち物】
・加入証書
・医師が発行する死亡診断書(コピー可だが要原本証明)
・住民票の写し
(加入者が死亡した旨が記載されているもの)
・障害者及び年金管理者の住民票の写し
・障害者又は年金管理者の口座がわかるもの</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>死亡する前の 1 年間に、精神科病院に1ヶ月以上入院していた</td>
<td>・入院費用が他の医療費助成の制度を受けていない場合に限り、「精神障害者医療費助成」の対象になる可能性があります。※詳しくは、障害者支援課【給付係 054-287-8690】へお問合せください。

【持ち物】
・領収書
・入院証明書(前回申請から入院が継続している間は不要)
・死亡者の健康保険の資格情報がわかるもの※
・相続人代表者の口座がわかるもの
・戸籍全部事項証明書等(死亡した人と相続人代表者が別住所の場合、両者の関係がわかるもの)

※「資格確認書」、「マイナポータルの保険資格情報画面」等</td>
<td>1階
15番窓口

障害者支援課
給付係
054-287-8690</td>
</tr>
<tr>
<td>国民健康保険に加入している世帯の世帯主が死亡した</td>
<td>相続人代表者届
資格確認書等の交換

・相続人代表者または親族が届出をしてください。
・資格確認書等の世帯主名を変更します。

【持ち物】
・届出人の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
・同一世帯の加入者全員の国民健康資格確認書、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証等(お持ちの方)
・戸籍全部事項証明書(死亡した人と相続人代表者が別住所の場合、両者の関係がわかるもの)</td>
<td rowspan="2">2階
20番窓口

保険年金課
国民健康保険担当
054-287-8621</td>
</tr>
<tr>
<td>国民健康保険に加入している方が死亡した</td>
<td>被保険者資格喪失届
資格確認書等の返納

・世帯主または同一世帯の人が届出をしてください。

【持ち物】
・届出人の本人確認書類
(運転免許証、マイナンバーカード等)
・死亡者の国民健康保険資格確認書、死亡者の限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証等(お持ちの方)
・死亡者のマイナンバーカードまたは通知カード(お持ちの方)

葬祭費支給申請
・葬祭執行者が届出をしてください。

【持ち物】
・届出人の本人確認書類
(運転免許証、マイナンバーカード等)
・葬祭を行った人(喪主)の金融機関の口座がわかるもの
・葬儀の訃報、会葬礼状、領収書、請求書(死亡した人と喪主の氏名、葬儀の日付が確認できるもの、いずれか1点)</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td>後期高齢者医療制度の加入者(75 歳以上または一定の障害があると認定を受けた65歳以上75歳未満の方)が死亡した</td><td>相続人代表者届
資格確認書等の返納
・相続人代表者または親族が届出をしてください。
【持ち物】
・届出人の本人確認書類
（運転免許証、マイナンバーカード等）
・後期高齢者医療資格確認書
・特定疾病療養受療証(お持ちの方)

葬祭費支給申請
・葬祭を行った人(喪主)が申請をしてください。
（届出は代理人でも可）
【持ち物】
・届出人の本人確認書類
（運転免許証、マイナンバーカード等）
・葬祭を行った人(喪主)の金融機関の口座がわかるもの
・葬儀の訃報、会葬礼状、領収書、請求書(死亡した人と喪主の氏名、葬儀の日付が確認できるもの、いずれか1点)</td><td>2階
21番窓口

保険年金課
後期高齢者
医療制度担当
054-287-8612</td></tr>
<tr><td>国民年金に加入していた方が死亡した</td><td rowspan="2">加入または受給している年金の種類によっては、管轄する年金事務所や共済組合等での手続きとなる場合があります。

【問合せ先】
・保険年金課 国民年金係 054-287-8624
・ねんきんダイヤル 0570-05-1165
（050 から始まる電話の方は、03-6700-1165）</td><td rowspan="2">2階
22番窓口

保険年金課
国民年金係
054-287-8624</td></tr>
<tr><td>国民年金、厚生年金または共済年金等の受給者が死亡した</td></tr>
<tr><td>厚生年金加入中の方で、60 歳未満の配偶者を扶養している方が死亡した</td><td>被保険者異動届
・扶養されていた配偶者は国民年金第3号被保険者から、第1号被保険者へ変更となります。</td></tr>
<tr><td>介護保険被保険者証を持っている方が死亡した</td><td>相続人代表者届
介護保険被保険者証の返納
・相続人代表者または親族が届出をしてください。
【持ち物】
・介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
・社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証(お持ちの方)
・相続人代表者の金融機関口座のわかるもの</td><td>2階
25番窓口

高齢介護課
介護保険係
054-287-8679</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>児童手当の受給者が死亡した</td><td>受給事由消滅届、新規認定請求書等
・子の親等(子の新しい監護養育者)が届出てください。

【持ち物】
・子名義の普通預金通帳またはキャッシュカード
・新しい監護養育者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード
・新しい監護養育者の加入医療保険が分かるもの(コピー可)
・新しい監護養育者の個人番号のわかる書類及び本人確認書類
・別居の児童及び算定対象となる児童の兄弟(18 歳以上 22 歳以下)の個人番号のわかる書類

※代理人が届出をする場合、新しい監護養育者が記載した委任状が必要になります。</td><td rowspan="3">3階
31番窓口

子育て支援課
給付係
054-287-8674</td></tr>
<tr><td>児童手当の対象児童が死亡した</td><td>受給事由消滅届または減額改定届
・児童手当の受給者が届出てください。</td></tr>
<tr><td>児童手当の算定対象児童となる児童の兄姉(18 歳以上 22 歳以下)が死亡した</td><td>減額改定届(児童手当受給中の児童がいる場合)
・児童手当の受給者が届出てください。</td></tr>
<tr><td>児童扶養手当の受給者または受給対象児童が死亡した</td><td>資格喪失届または減額改定届、新規認定請求書等
・受給者、対象児童または親族が届出てください。

【持ち物】
・児童扶養手当証書
(受給者死亡の場合)
子名義の普通預金通帳またはキャッシュカード

※事情により持ち物が異なりますので問合せ先までご連絡ください。</td><td rowspan="3">3階
31番窓口

子育て支援課
給付係
054-202-5815</td></tr>
<tr><td>ひとり親家庭等医療費助成金の受給者または対象児童が死亡した</td><td>資格喪失届(一部資格喪失も含む)、受給者証の返納等
・受給者、対象児童または親族が届出てください。

【持ち物】
・ひとり親家庭等医療費助成金受給者証
(受給者死亡の場合)
子名義の普通預金通帳またはキャッシュカード

※事情により持ち物が異なりますので問合せ先までご連絡ください。</td></tr>
<tr><td>母子・父子・寡婦福祉資金の借受人、連帯借受人、連帯保証人が死亡した</td><td>※詳しくは、子育て支援課【給付係 054-202-5815】へお問合せください。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>夫(妻)が死亡して母(父)子家庭となった</td><td>※詳しくは、子育て支援課【給付係 054-202-5815】へお問合せください。</td><td rowspan="2">3階
31番窓口

子育て支援課
給付係
054-202-5815</td></tr>
<tr><td>児童の両親が死亡した</td><td>※詳しくは、子育て支援課【給付係 054-202-5815】へお問合せください。</td></tr>
<tr><td>子ども医療費受給者証を持っている子どもが死亡した</td><td>子ども医療費受給者証の返納
・受給者証の返納(郵送可・代理人可)のみで、届出はありません。

【郵送のあて先】
〒422-8550
静岡市駿河区南八幡町 10 番 40 号
駿河区役所 子育て支援課 給付係</td><td>3階
31番窓口

子育て支援課
給付係
054-287-8674</td></tr>
<tr><td>こども園等に通園(申込み)している児童、父、母または同居家族が死亡した</td><td>退園届※申込み中の方は取下げ申立書（園児が死亡）
給付認定変更申請書兼届出事項変更届（父母等が死亡）

・保護者が届出てください。</td><td>3階
31番窓口

子育て支援課
入園係
054-287-8673</td></tr>
<tr><td>原動機付自転車(125 ccまで)、小型特殊自動車及びミニカーの所有者が死亡し、市内の他の方に譲る</td><td>名義変更

【持ち物】
・ナンバープレート
・標識交付証明書(残っている場合)
・窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証等)
・必要に応じて戸籍全部事項証明書等(死亡した人と相続人関係がわかるもの)</td><td rowspan="3">2階
23番窓口

駿河税務センター
054-287-8669</td></tr>
<tr><td>原動機付自転車(125 ccまで)、小型特殊自動車及びミニカーの所有者が死亡し、廃棄処分する</td><td>廃車届

【持ち物】
・ナンバープレート
・標識交付証明書(残っている場合)
・窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証等)
・必要に応じて戸籍全部事項証明書等(死亡した人と相続人関係がわかるもの)</td></tr>
<tr><td colspan="2">原動機付自転車(125 ccまで)以外のお問合せについては、下記にお願いします。

・バイク(125 cc超～)、普通自動車　静岡運輸支局検査登録担当　050-5540-2050
・軽三輪、軽四輪車(660 ccまで)　軽自動車検査協会静岡事務所　050-3816-1776</td></tr>
</table>

	・おくやみワンストップサービスからオンライン申請できます。 (詳細は P16 をご参照ください。) ・もしくは、家族または親族が電話でご連絡ください。 【連絡先】 上下水道お客様サービスセンター 電話 054-251-1132 受付時間 月～金(祝日、12／29～1／3 を除く)8:30～19:00 ※3・4月は、土・日・祝日の 8:30～17:00 も受け付けます。	
死亡により ・水道、下水道を使用しなくなったとき、または名義変更をするとき ・井戸水を使用していて公共下水道に排水している世帯に人数の変更があるとき	【口座振替納付をご利用する場合】 ・金融機関の窓口でお申し込みください。 【持ち物】 ・お客様番号の分かる「水道(下水道)使用水量等のお知らせ」等 ・通帳 ・銀行のお届け印 ・静岡銀行、清水銀行、しずおか焼津信用金庫、静清信用金庫、ゆうちょ銀行、清水農業協同組合、静岡市農業協同組合からの口座振替をご希望の場合には、お客様サービス課窓口でのお申し込みも可能です。 【持ち物】 ・対象金融機関のキャッシュカード ・顔写真付きの本人確認書類 ・使用者・支払者以外の方が申し込む場合は委任状 ・下記金融機関はインターネットからもお申し込み可能です。 静岡銀行、清水銀行、スルガ銀行、静岡中央銀行、名古屋銀行、しずおか焼津信用金庫、静清信用金庫、ゆうちょ銀行、清水農業協同組合、静岡市農業協同組合 お申し込みはこちら↓ https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5947/1001.html ※市内の他住居で口座振替をご利用されていた方は、名義変更をした住居でも引き続き同じ口座をご利用いただけます。名義変更のお申し込みの際に一緒にお申し込みください。 詳細は、「上下水道お客様サービスセンター」にお問合せください。	2階 お客様サービス課 上下水道お客様サービスセンター 054-251-1132

【静岡庁舎で行う手続き】

☎マークがある手続きは、庁舎に出向かず電話で対応（必要書類を送付等）することもできます。場合によって出向く必要もありますので、まずは担当課に電話をしてください。

手続きが必要な場合	手続きの内容･持ち物など	担当課
市民税･県民税の納税義務者が死亡した	***相続人代表者指定届*** ･相続人代表者指定届を提出していただきます。普通徴収第2係にお問い合わせください。 ･下記申し込みフォームからもご提出いただけます。 https://logoform.jp/f/89mH4 ※届出内容に不明な点などがあった場合は、こちらからお電話させていただくことがございます。予めご了承ください。 【持ち物】 ･納税通知書 ･窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類	2階 22番窓口 市民税課 普通徴収第2係 054-221-1542
固定資産(土地･家屋)の所有者が死亡した	***相続人代表者指定(変更)届*** ***固定資産現所有者申告書*** 【持ち物】 ･納税通知書 ･用紙は固定資産税課にあります。 ･下記申し込みフォームからもご提出いただけます。 https://logoform.jp/f/NdJzu ※上記現所有者に関する申告に基づいた課税は、相続登記が完了するまでの間の暫定的な取扱いとなります。相続登記の申請が義務化されていますので、早期に相続登記の手続き(静岡地方法務局)をお願いします。詳しくは、下記に直接お問合せください。 静岡県司法書士会 (054-289-3704 電話無料相談 月～金14:00～16:00) 静岡地方法務局(054-254-3555 音声ガイダンス5番) 静岡県土地家屋調査士会 (054-282-0910 土地の境界問題の相談無料･予約制)	2階 26番窓口 固定資産税課 土地第2係 054-221-1546 家屋第2係 054-221-1547
市税の口座振替の指定口座名義人が死亡した	【持ち物】 ･納税通知書(ない場合は亡くなった方の氏名、生年月日、住所がわかるもの) ※納税課【納税推進係 054-221-1031】にお問合せください。	3階 納税課 納税推進係 054-221-1031 ☎電話対応可能
市営住宅の名義人が死亡した	※静岡市まちづくり公社【221-1253】にお問合せください。	3階 静岡市まちづくり公社 054-221-1253
市営住宅の同居人が死亡した	***異動届*** ･用紙は静岡市まちづくり公社にあります。 【持ち物】 ･世帯全員が記載されている住民票の写しで死亡が確認できるもの(本籍･続柄記載)	

浄化槽を廃止・休止する 浄化槽管理者(浄化槽を使用する世帯の世帯主)を変更する し尿くみ取りを廃止する し尿くみ取りをしている家庭で人数が減った	・おくやみワンストップサービスからオンライン申請できます。 （詳細は P16 をご参照ください。） ・もしくは、廃棄物対策課【浄化槽推進係 054-221-1264】へご家族の方がお問合せください。	13階 廃棄物対策課 浄化槽推進係 054-221-1264
森林の土地を相続した	***所有者届*** ・おくやみワンストップサービスからオンライン申請できます。 （詳細はP16をご参照ください。） ・もしくは森林経営管理課事業推進係へお問合せください。 ・森林法第5条に該当する森林の相続が発生した場合、新たに森林の土地の所有者となった方は、所有者になった日から90日以内に「森林の土地の所有者届」を届出していただきます。 （森林法第5条の該当箇所については、静岡県森林クラウド公開システムで確認できます。）	13階 森林経営管理課 事業推進係 054-221-1605 ☎電話対応可能
外国人高齢者福祉手当を受けている方（S7.4.1 以前に生まれ住民登録されており、かつ所得要件等あり）が死亡した	※手続きが必要ですので高齢者福祉課【高齢者支援係 054-221-1201】にご連絡ください。	14階 高齢者福祉課 高齢者支援係 054-221-1201
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の申請者が死亡した	・親族が届出をしてください。 ・亡くなられた時期により手続きが異なりますので、市民自治推進課にお問合せください。	15階 市民自治推進課 自治活動支援係 054-221-1265
戦傷病者手帳を持っている方が死亡した	***戦傷病者異動等届*** ・親族等が届出をしてください。 【持ち物】 ・戦傷病者手帳 ・未使用の乗車券引換証(ある人のみ) ・届出者の本人確認書類	

愛宕・沓谷・沼上・清水大平山霊園の利用者(名義人)が死亡した	***市営墓地利用権承継申請*** ・愛宕・沓谷・沼上霊園は、おくやみワンストップサービスからオンライン申請できます。(詳細はP16をご参照ください。) ・遺族の中で、当該墓地を中心となって祀っていくべき立場の方が届出てください。 ・もしくは、死亡届出後、戸籍管理課へご連絡ください。申請書を送付します。後日、以下のものを提出または郵送していただきます。 ※清水大平山霊園をご利用の方は、清水区役所4階地域総務課(054-354-2361)での手続きとなります。 【持ち物】 ・市営墓地利用権承継申請書 ・誓約書 ・利用者の個人情報及び債権管理に関する同意書 ・市営墓地利用許可証 ・承継者の世帯全員の住民票の写し(本籍・続柄の記載のあるもの) ・承継者の戸籍全部事項証明書(謄本) ・名義人の死亡が確認できる戸籍全部事項証明書(謄本)または除籍謄本 ※死亡診断書の写しなどでも可 ・承継者と名義人との関係がわかる戸籍 ※承継者の戸籍全部事項証明書で確認できる場合は不要	15階 戸籍管理課 霊園・斎場係 054-221-1297 ☎電話対応可能
市営納骨堂の期限付き利用者が死亡した	***納骨堂利用権承継申請*** ・おくやみワンストップサービスからオンライン申請できます。(詳細は P16 をご参照ください。) ・遺族の中で、当該納骨堂に収蔵されている遺骨を中心となって祀っていくべき立場の方が届出てください。 ・もしくは、死亡届出後、戸籍管理課へご連絡ください。申請書を送付します。後日、以下のものを提出または郵送していただきます。 【持ち物】 ・納骨堂利用権承継申請書 ・利用者の個人情報及び債権管理に関する同意書 ・納骨堂期限付利用許可証 ・承継者の世帯全員の住民票の写し(本籍・続柄の記載のあるもの) ・承継者の戸籍全部事項証明書(謄本) ・名義人の死亡が確認できる戸籍全部事項証明書(謄本)または除籍謄本 ※死亡診断書の写しなどでも可 ・承継者と名義人との関係がわかる戸籍 ※承継者の戸籍全部事項証明書で確認できる場合は不要	15階 戸籍管理課 霊園・斎場係 054-221-1297 ☎電話対応可能

【その他の庁舎で行う手続き】

☎マークがある手続きは、庁舎に出向かず電話で対応（必要書類を送付等）することもできます。場合によって出向く必要もありますので、まずは担当課に電話をしてください。

手続きが必要な場合	手続きの内容･持ち物など	担当課
農業者年金の受給者が死亡した	･国民年金の手続き後、おくやみワンストップサービスから農業者年金死亡関係届出書の出力ができます。届出書は必要事項をご記入のうえ、添付書類を添えてお近くの農協へ提出してください。 （詳細は P16 をご参照ください。） ･ご不明な点等がありましたら農業委員会事務局【農政係 054-266-7232】へお問合せください。	葵消防署 6階 （静岡市葵区追手町6番2号） 農業委員会事務局 農政係 054-266-7232 ☎電話対応可能
農地を相続した	･相続登記の完了後、おくやみワンストップサービスからオンライン申請できます。（詳細は P16 をご参照ください。） ･もしくは、農地法第3条の3の規定による届出書を書面で提出してください。 ･ご不明な点等がありましたら農業委員会事務局【農政係 054-266-7232】へお問合せください。	
犬の飼い主として登録してある方が死亡した	･おくやみワンストップサービスからオンライン申請できます。 （詳細は P16 をご参照ください。） ･もしくは、動物愛護センターにご連絡ください。（犬が死亡した場合もご連絡ください。） ※マイクロチップが装着された犬の場合、市への連絡が不要になる場合があります。 【問い合せ先】 （葵区･駿河区） 動物愛護第1係 静岡市葵区産女 953 番地 054-278-6409 （清水区） 動物愛護第2係 静岡市清水区役所2階 054-354-2403 （清水区蒲原） 蒲原支所 地域振興係 静岡市清水区蒲原新田一丁目 21 番1号 054-385-7730	動物愛護センター
図書館カードの交付を受けている方が死亡した	***図書館カードの返納*** ･おくやみワンストップサービスからオンライン申請できます。 （詳細は P16 をご参照ください。） ･もしくは、図書館カードを預かっている家族が届出てください。 【問い合せ先】 中央図書館 054-247-6711　北部図書館 054-653-1817 御幸町図書館 054-251-1868 麻機分館 054-248-5035 藁科図書館 054-278-4100　美和分館 054-296-6501 南部図書館 054-288-2151　清水中央図書館 054-354-1331 西奈図書館 054-265-2556　清水興津図書館 054-360-4311 長田図書館 054-259-7878　蒲原図書館 054-388-3456	市立図書館 各館

<table>
<tr><td>特定医療(指定難病)受給者が死亡した</td><td>・窓口へ持参または郵送により特定医療(指定難病)受給者証を返納してください。</td><td rowspan="5">保健所
保健所総務課
疾病対策係
054-249-3177

【郵送の場合のあて先】
〒420-0846
静岡市葵区城東町24番1号
静岡市保健所
保健所総務課あて</td></tr>
<tr><td>被爆者健康手帳を持っている方が死亡した</td><td>葬祭料の申請
・担当にお問合せのうえ、家族または葬祭執行者が届出てください。

【持ち物】
・被爆者健康手帳
・死亡診断書または死体検案書(コピー可)
・葬祭を行ったことを判断できる書類(葬儀の案内等)
・申請者の振込金融機関の口座番号のわかるもの
・被爆者が手当を受けている場合は手当証書等</td></tr>
<tr><td>小児慢性特定疾病医療受給者が死亡した</td><td>窓口へ持参または郵送により小児慢性特定疾病医療費医療受給者証を返納してください。</td></tr>
<tr><td>自立支援医療(育成医療)受給者が死亡した</td><td>窓口へ持参または郵送により自立支援医療受給者証(育成医療)を返納してください。</td></tr>
<tr><td>未熟児養育医療受給者が死亡した</td><td>窓口へ持参または郵送により養育医療券を返納してください。</td></tr>
</table>

おくやみワンストップサービスについて

静岡市では、死亡届の提出後に必要となる一部の手続き（※）を一度の申請でまとめて行える「おくやみワンストップサービス」を開始しました。マイナンバーカードで「静岡市ワンストップポータル」に登録すれば、オンラインで対象手続きの一括申請ができ、窓口に何度も行く負担が軽くなります。
（※対象手続きは、「おくやみ手続きの概要と申請方法」にて「おくやみワンストップサービスからオンライン申請できます」と記載のある手続きとなります。）

■ご利用方法

①スマートフォンにて、下記の二次元コードから「静岡市ワンストップポータル」にアクセスし、アカウントを作成します。



※アカウントの作成には、ポケットサインアプリのインストールおよび、マイナンバーカードの読み取りが必要となります。

②ログイン後に表示される、「おくやみワンストップサービス」を選択します。



③申請画面の案内に従い、必要事項を入力の上、申請します。（※添付ファイルの登録が必要な手続きがある場合は、パソコンから「静岡市ワンストップポータル」にログインし、申請手続きを行うことを推奨いたします。）



④申請の審査が完了すると、「静岡市ワンストップポータル」に審査完了の通知が届きます。



※ポータルにて、メール及び市公式LINEから通知を受け取るように設定することも可能です。

■固定資産（土地・家屋）の所有者が死亡した場合の手続きについて

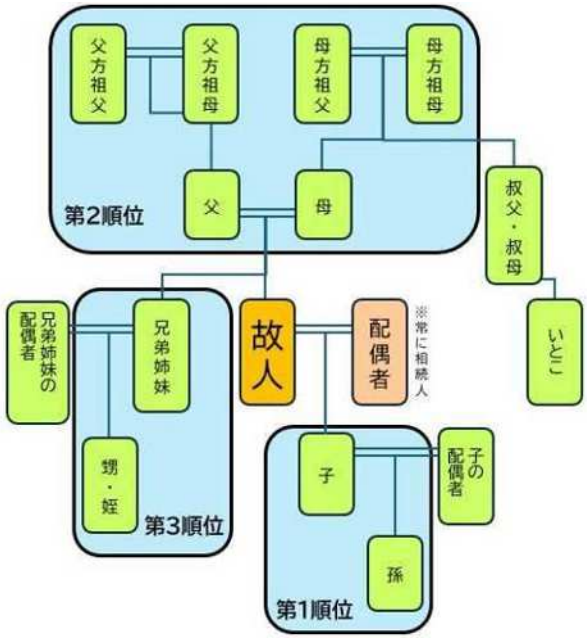
本手続きについては下記の二次元コードから個別にオンライン申請ができます。

相続人代表者になれる人とその順位

民法の規定により、相続人になれる人及びその順位が決められています。
第1順位の相続人がいる場合、原則第2順位の人が相続人になることはできません。
（例外：遺言書がある場合、第1順位の人が相続放棄をした場合　等）

常に相続人となる者　：配偶者
第1順位の相続人　　：直系卑属（主として子、孫※1）
⬇
第2順位の相続人　　：直系尊属（主として父母、祖父母※2 ）
⬇
第3順位の相続人　　：兄弟姉妹（代襲は甥・姪まで※3）

※1　原則、子が死亡している場合に相続可能
※2：父母が死亡している場合のみ相続可能
※3：兄弟姉妹が死亡している場合のみ相続可能



納付義務者が死亡した場合、相続順位に従って親族が
相続人代表者となります。
相続人代表者は、亡くなられた人の未納保険料の納付義務と、
発生した場合の還付給付を受ける権利を相続します。

Q1. 窓口には喪主や相続人代表者が行かなければなりませんか？

A1. **窓口に来ていただくのはどなたでも構いません。**
ただし、喪主・相続人代表者それぞれの方の生年月日・住所・連絡先・振込先の口座情報が分かる状態でお越しください。
なお、給付金等を受け取る口座として、喪主・相続人代表者の方以外の口座を指定する場合は委任状が必要となります。※委任状の様式は任意です

Q2. 故人と相続人代表者の関係性が分かる資料（戸籍謄本）は必要ですか？

A2. **相続人代表者になる方が静岡市内に居住している（していた）場合は原則不要です。**
ただし、静岡市内に居住している（していた）方でも、亡くなられた方と一度も同じ世帯になったことがない場合や転出から数十年以上経過している場合は、必要となることがあります。
詳しくは区役所おくやみ窓口までお問合せください。

Q3. 本籍地は静岡市外ですが、戸籍謄本を静岡市で発行することはできますか？

A3. **可能です**（電子化されていない一部戸籍は除く）。各区役所戸籍住民課窓口までお越しください。

市（区）役所以外の主な手続き

【国・県等への手続き】

運転免許証の返還	静岡中央警察署 静岡南警察署 清水警察署 清水警察署　蒲原分庁舎 中部運転免許センター	054-250-0110 054-288-0110 054-366-0110 054-385-0277 054-272-2221
普通自動車・バイク（125 cc超）の 廃車・名義変更	静岡運輸支局 登録・検査担当	050-5540-2050
軽自動車の廃車・名義変更	軽自動車検査協会 静岡事務所	050-3816-1776
国税（所得税・相続税）	静岡税務署 清水税務署	054-252-8111 054-355-2360
県税	静岡財務事務所	054-286-9112
不動産登記	静岡地方法務局 静岡地方法務局 清水出張所	054-254-3555 054-351-4481
遺言書・相続放棄	静岡家庭裁判所	054-273-8768

【その他手続き】

厚生年金（遺族年金・未支給年金等）	静岡年金事務所（054-203-3707） 清水年金事務所（054-353-2233）
生命保険等の保険金請求等	加入している生命保険会社に お問い合わせください。
NHK 受信料	フリーダイヤル（0120-15-1515）
預貯金口座のお手続き	各金融機関にお問い合わせください。
クレジットカードの解約等	契約をしている会社に お問い合わせください。
電話（固定電話・携帯電話）	
電気・ガス料金等	
インターネットの解約等	

よくある質問

	No.	質問	回答
まず何をするか	1	亡くなったら、最初に何の手続きをしたらいいですか。	①死亡届を提出してください。(葬祭業者を利用する場合は、葬祭業者が死亡届を提出します。) ②葬儀が終わりましたら、おくやみ窓口にお越しください。
予約について	2	おくやみ窓口の利用には予約が必要ですか。	予約を推奨しています。 予約が難しい場合は予約なしでも受付可能ですが、混雑時は待ち時間が長くなる可能性があります。
	3	予約の方法を教えてください。	インターネットからのみ予約できます。 表紙の二次元コードを読み込み、予約してください。 ※お電話では受付しておりません。
	4	予約なしだとどのくらい待ちますか。	窓口の混雑具合により待ち時間は異なります。 すぐご案内できる場合もあれば、1時間以上お待ちいただく場合もあります。
手続きについて	5	亡くなった後、いつから手続きできますか。	葬儀が終わった日以降にお越しください。
	6	いつまでに手続きしたらいいですか。	おくやみ窓口での受付には期限はありません。 ただし、長期に渡り手続きされない場合、各種給付等が受けられなくなる可能性があります。
	7	どこで手続きできますか。	住民票のあった区に関わらず、葵区・駿河区・清水区の各区役所で手続きができます。 ※駿河区役所では、税金関係(市民税・固定資産税)等の一部の手続きについては行えません。
	8	窓口へは誰が行ったらいいですか。	おくやみ窓口内での手続きについては、必要書類がそろっている状態であればどなたでも手続き可能です。 ただし、振込先の口座を喪主・相続人代表者以外の口座に指定する場合は、委任状が必要です。 また個別の事情がある場合は、担当課まで問い合わせてください。
その他	9	世帯主変更の手続きが必要ですか。	死亡届が受理されていれば、自動で変更されますので手続き不要です。 その後、世帯主を変更したい場合は戸籍住民課で手続きしてください。
	10	相続放棄はどうすればいいですか。	家庭裁判所に相談してください。 相続放棄後は、相続放棄申述受理通知書の写しをおくやみ窓口宛てに郵送してください。